

条例の制定・改正

南九州市顕娃ごみステーション条例

- ・H29 年度から南九州市顕娃ごみステーションを設置する。
- ・顕娃地域居住者の一般廃棄物が対象。
- ・指定ゴミ袋に入れて持ち込む。
- ・開業日は火・金・日曜日。
- ・ただし、12 月 27 日から 30 日は開業し、12 月 31 日から 1 月 3 日は休業。

その他の条例

- ・南九州市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び南九州市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- ・南九州市個人情報保護条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例
- ・南九州市税条例などの一部を改正する条例
- ・南九州市青少年剣道振興基金条例を廃止する条例
- ・南九州市顕娃歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例
- ・南九州市総合交流促進施設（ちらん夢郷館）条例の一部を改正する条例
- ・南九州市特別会計条例及び南九州市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- ・きばいやんせ南九州市ふるさと寄附条例の一部を改正する条例
- ・南九州市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- ・南九州市かごしまエコファンドクレジット事業基金条例
- ・南九州市立学校体育施設開放事業照明施設使用料徴収条例の一部を改正する条例

南九州市仏壇産業後継者育成確保資金貸与条例の一部を改正する条例

- ・条例名を「南九州市川辺仏壇産業後継者育成確保資金貸与条例」とする。
- ・貸与月額を 5 万円から 3 万円に、貸与期間を 3 年間に 4 年間に改める。
- ・対象者は、本市に居住する 40 歳未満の者で、川辺仏壇協同組合に加入している事業所において、正規雇用者として新規に従事し、将来にわたり川辺仏壇産業を担う強い意志をもつと認められる者。

南九州市課設置条例の一部を改正する条例

ふるさと振興室を新設し、世界記憶遺産推進室を世界の記憶推進室に改める。

南九州市二松台公園運動施設及び御領体育館条例の一部を改正する条例

曜日	使用時間	
月	休場日	
火～土	8:30-22:00	
日	8:30-17:00	

*12月29日から1月3日までは休業日。
*月曜日が国民の祝日などの休日の場合はこの限りでない。

南九州市出生祝金支給条例の一部を改正する条例

◎出生祝金支給額

	H28年度まで	H29年度以降
1人目	0円	
2人目	50,000円	37,390円
3人目以降	100,000円	

*37,390 円は、ミナミキュウシュウにちなんだ金額です。

議会を傍聴してみませんか

次の議会 6月20日(火)開会予定

*手続き簡単 本館2階で住所・氏名を書きだけ

6月定例会

- 6月20日 本会議（開会）補正予算等質疑・委員会付託、一般質問
- 21日 本会議 一般質問
- 22日 本会議 一般質問
- 23日 常任委員会
補正予算等審査
- 30日 本会議（閉会）

◆議会中継◆
市ホームページまたは各支所ロビーでご覧いただけます。

人権擁護委員は、市が議会の意見を求め法務大臣に推薦します。任期は、法務大臣が委嘱した日から3年間です。



平石 大氏

知覧町南別府

◆人権擁護委員◆

人事案件

平成29年度当初予算 特別会計・企業会計

(単位：千円、%)

区分	H29予算額	H28予算額	増減額	増減率
国民健康保険事業	7,243,600	7,150,000	93,600	1.3
後期高齢者医療	560,200	548,300	11,900	2.2
介護保険事業	4,910,000	4,832,000	78,000	1.6
農業集落排水事業	77,400	76,500	900	1.2
公共下水道事業	144,500	138,500	6,000	4.3
水道事業（収益的支出）	611,636	446,074	165,562	37.1
水道事業（資本的支出）	439,041	307,623	131,418	42.7
簡易水道事業	0	288,400	△ 288,400	△ 100
総額	13,986,377	13,787,397	198,980	1.4

*H29 年度から、簡易水道事業は水道事業に統合されました。

国民健康保険事業は7年ぶりの市債発行へ
伸びる医療費に追いつかない収入
市民一人ひとりが医療費削減に努力を！

特別会計の主な事業

国保 7 年ぶりの市債発行へ

1. 国保ってなに？

皆さんが病院で出す保険証にはいくつか種類があります。その一つが国民健康保険（国保）です。主に自営業や退職者の方が入る保険です。運営は市が行っておりますが、H30 年度から県が運営予定です。

2. なぜ市債発行（借金）となったの？

一人当たりの医療費（支出）が伸びている ことに対応するものです。今年度は 1 億 4,500 万円を一般会計（普通の財布）から国保の財布に繰り入れますが、それでも足りないので、**9,400 万円を市債発行**することとなりました。

3. これからはどうする？

収支を良くするためには、入るお金を増やすか、出るお金を減らすかです。入るお金の確保は、保険税増額か、一般会計（普通の財布）からより多くもらうか、市債か、さまざまな考えがあります。

出るお金は、医療費の支払いが支出の多くを占めることから、**健康づくり**の重要性が叫ばれており、今回の議会でも委員会から意見が出されました。

